

# 東松島市公園施設長寿命化計画

平成 29 年 6 月

宮城県東松島市

## 1. 都市公園整備状況

(平成 29 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
25	14. 23ha	3. 53m <sup>2</sup>

※14. 23ha÷H28. 11. 1 現在、40, 310 人=3. 53m<sup>2</sup>

## 2. 計画期間 [平成 30 年度～平成 39 年度(10 箇年)]

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
23		2										25

### ②選定理由

東松島市内には、2ヶ所の県立公園を含め、合計 39 の都市公園があり、古いものは整備後 40 年以上が経過している。一方、東日本大震災以降にも新しい公園が整備されている。

これから時間が経過するとともに公園施設の維持・修繕・更新について、多額の資金投資が必要になることが予想され、特に整備後 10 年以上を経過している公園については順次更新等の時期を迎えることとなる。

今回は、比較的古い 25 公園を対象として各施設の健全度を把握し、計画的な修繕・更新を図るため、長寿命化計画策定の対象公園に選定した。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
134	37	101	164	14	5	69

管理施設	災害応急対策施設	その他	各種設備	合計
384		8		916

### ②これまでの維持管理状況

対象の 25 公園の管理は、東松島市建設部建設課が行っている。ただし、山崎公園は、NPO 法人東松島市体育協会が管理する鷹来の森運動公園内にあり、公園以外の範囲は同法人が管理している。

公園施設の具体的な管理体制としては、簡易な除草、清掃等の日常管理はシルバー人材センターや観光協会、樹木の管理は造園業者にそれぞれ管理委託している。また、公園施設の修繕等は、それぞれ工事業者に委託している。

### ③選定理由

本市の公園のうち、比較的古いものは昭和 50 年代に築造されており、公園施設の多くが、経年による劣化や破損等が顕著になりつつある。このような状況を踏まえ、利用者が安心して公園を利用できるよう、遊戯施設を中心に四阿、照明施設、舗装、ベンチ、便所などの公園施設を選定した。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

平成 28 年度に予備調査及び健全度調査を実施した。

点検方法は主に目視で行い、各施設の機能・劣化・塗装・安全領域等の状況を確認し、健全度判定を行った。健全度は以下の 4 段階で評価した。

A：全体的に健全 B：部分劣化 C：全体的に劣化 D：全体的に顕著な劣化

遊具及び一般施設の各判定の施設数を以下に示す。

#### 【遊具の劣化判定結果】

##### ・総合判定

- A:7 施設 (4.3%)
- B:114 施設 (69.5%)
- C:43 施設 (26.2%)
- D:0 施設 (0.0%)

##### ・劣化判定

- a:11 施設 (6.7%)
- b:116 施設 (70.7%)
- c:37 施設 (22.6%)
- d:0 施設 (0.0%)

##### ・ハザード判定

- 0:47 施設 (28.7%)
- 1:39 施設 (23.8%)
- 2:65 施設 (39.6%)
- 3:13 施設 (7.9%)

#### 【遊具以外の健全度判定結果】

- A:107 施設 (16.2%)
- B:438 施設 (66.3%)
- C:111 施設 (16.8%)
- D:5 施設 (0.8%)

※健全度調査対象外施設があるため全体施設数と一致しない。

## 6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

### 【目標管理水準の設定】

施設の劣化状況や施設の重要度を考慮して、目標とする管理水準を設定する。

予防保全型管理施設(遊具)については、管理水準を「健全度(劣化)ランク B」以上を維持することを目標とする。

事後保全型管理施設については、「健全度(劣化)ランク D」に至る前までを目標とし、劣化や損傷の進行を判断して撤去・更新を行う。

### 【日常の点検や定期点検における留意事項】

健全度調査票を活用して、調査員が異なった場合でも必要な情報が提供・記録されるよう努めるものとする。

### 【異常を発見した場合の留意事項】

異常が発見された場合、必要に応じて利用禁止とし、安全性を確保する。また、異常が確認された施設が予防保全型管理の施設の場合は健全度調査を実施し、長寿命化対策を検討する。事後保全型管理施設の場合は、劣化や損傷の進行を判断して撤去・更新を行う。

## 7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

### 【定期的な健全度調査の設定】

予防保全型管理を行う施設は、日常的な維持保全作業に加え、定期的な健全度調査を定期的実施することとする。

■毎年 遊具、各種設備(法令などの規定による点検)

■1回/5年 遊具以外の予防保全型管理施設

### 【予防保全型管理における対策時期及び補修方法の設定】

■遊具の主な部材の交換サイクル 概ね5年

■塗装のサイクル 概ね5年

■対策時期

- ・健全度と更新見込み年度を踏まえ対策時期を設定する。
- ・健全度の良い施設について、修繕等を先送りし、健全度の悪い施設は出来るだけ前倒しで計上する。(健全度  $D > C > B > A$ )
- ・上記の内容が同じ場合、緊急度が「高」の施設を優先する。
- ・それでも費用が集中する場合、設置年の古い施設を優先する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

なお、公園機能の見直し（既存遊具をまとめて更新し、一つの大型遊具に集約等）も検討するものとする。

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化計画による計画全体のライフサイクルコストの縮減額は422千円/年となり、本長寿命化計画の計画的な修繕等により、施設の機能が維持されつつも修繕費が軽減された。点検、修繕の基準が定められたことや管理する公園施設の施設管理データが集積されたことも本計画の実施効果と考える。